

政策会議 議事概要

開催日	令和4年10月20日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	夜間中学（姫路市立あかつき中学校）への広域就学に伴う手続き		
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【17】学校教育の充実		
総合戦略での位置付け	【産み育てる】少子化対策		
現状	夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校などさまざまな事情により教育を受けられないまま中学校を卒業された方、また、本国において義務教育を修了していない外国籍の方など、義務教育を受ける機会を保障する役割が期待されており、県内には阪神間で3校設置されている。		
課題	本市において、夜間中学校を単独で設置することは、行財政規模から困難であるため、通学が可能な夜間中学校への広域就学の仕組みを確保する必要がある。		
決定事項	姫路市立あかつき中学校への広域就学の取組として、以下の手続きを行う。 1. 姫路市立あかつき中学校への広域就学に必要な手続き（教育委員会） ①姫路市と宍粟市において、夜間中学に入学を希望する場合に備えて、事前に必要事項を取り交わす「覚書」を10月末までに締結する。 ②入学希望者がある場合には、姫路市と宍粟市において負担金額等の具体的事項を取り決める「協定書」を締結する。 2. 広域就学の負担金に係る財政措置（市長公室） 姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約（H27.4.5）に「公立夜間中学校による就学の機会の提供」を加える連携協約の変更を行う。 また、連携協約の変更議案を12月議会に上程する。		